

お知らせ

市有地を売却します

入札により市有地を次のとおり売却します。

売却する市有地

水口町東林口477番

宅地 305.70㎡

近江鉄道水口城南駅へ徒歩10分(約870m)

売却方法 ■ 条件付き一般競争入札

※複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

※予定価格は不動産鑑定評価を参考に市が決定します。

予定価格(最低売却価格) ■

10,300,000円

申込資格 ■

※本市に住所を有する方もしくは市内で事業などを営んでいる方。

※市税を滞納していない方。

※契約時に代金の30%、契約日から30日以内に残金の支払いが可能なる方。(契約予定日:10月中旬)

申込締切 ■ 9月14日(木)

受付時間 ■ 8:30~17:15

(土、日を除く)

申込方法 ■

※詳細は、財政課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードした入札要綱をご覧ください。指定の用紙でお申し込みください。(郵送による申し込みはできません。)

問 財政課 財産管理係

TEL 65-0677 FAX 63-4561

労働相談窓口の開設

社会保険労務士による無料相談窓口を開設します。

解雇、賃金、年金、保険など労働に関するあらゆる相談をお受けします。

日時 ■ 9月13日(水) 14:00~16:00

場所 ■ 水口社会福祉センター2階
(水口税務署北隣)

受付 ■ 電話予約(先着4名)

※予約なしにお越しいただいても結構ですが、予約のある方を優先します。

問 申 商工観光課

TEL 65-0710 FAX 63-4087

**2007年版県民手帳の
予約を受付中**

日記帳(月間・週間予定表)、各種最新統計資料、県内官公庁一覧、県内の主な行事、便利な生活情報など、この他にも便利な情報がたくさん掲載されています。

サイズ ■ 13.9 cm × 8.2 cm

1冊 ■ 500円

申し込み ■ ご希望の方は9月29日(金)までに各支所地域振興課(水口支所は除く)または企画政策課にありまして申し込みください。配本は11月下旬の予定です。

問 申 企画政策課

TEL 65-0670 FAX 63-4554

9月の1日社会保険相談所

1日社会保険相談所の開設日は次のとおりです。

日時 ■ 9月13日(水)・27日(水)

(予約制になっていますので、事前に草津社会保険事務所へ申し込みをお願いします。)

場所 ■ 水口社会福祉センター2階 中会議室

持ち物 ■ 年金手帳・年金証書・雇用保険証または受給者証・過去に勤務した会社等の職歴メモ・認印

問 草津社会保険事務所

TEL 077-567-1311

FAX 077-562-9638

市役所保険年金課

TEL 65-0688 FAX 63-4582

(市役所では予約申込みできません)

法律相談

日時 ■ 9月21日(木) 13:00~16:00

場所 ■ 信楽開発センター

※9月7日(木)8:30から予約受付

日時 ■ 9月28日(木) 13:00~16:00

場所 ■ 水口社会福祉センター

※9月14日(木)8:30から予約受付

定員 ■ 6名(1人30分)

申込方法 ■ 相談は予約制です

※相談日の2週間前から電話・来所により先着順です。

予約先 ■ 甲賀市社会福祉協議会

(水口社会福祉センター2階)

予約電話 ■ TEL 62-8085

相談員 ■ 滋賀県弁護士会所属の弁護士

※相談は無料で秘密は厳守します。

問 甲賀市社会福祉協議会

TEL 62-8085 FAX 63-2021

社会福祉課

TEL 65-0700 FAX 63-4085

児童手当 現況届・児童手当法改正に伴う認定請求書等は提出されましたか?

現況届

児童手当の認定を受けておられる方へ6月初旬に現況届を郵送していますが、まだ提出されていない方は、必ず提出してください。(平成18年6月分以降の支給開始の方は提出不要です)

現況届を提出されませんと、6月分以降の手当が支給できません。

法改正に伴う認定請求・額改定請求

平成18年4月1日から、児童手当法が改正されました。

支給対象が小学校3年生から小学校6年生までに引き上げられ、所得制限限度額も拡大しました。対象者には4月末に個別通知を郵送していますが、まだ提出されていない方は平成18年9月30日までに必ず提出してください。

法改正に伴う個別通知対象者

「認定請求書」

小学校6年生までの児童のいる世帯で、児童手当の認定を受けておられない方

「額改定請求書」

法改正前から児童手当の認定を受けておられた方の中で、小学校5年生と6年生の児童を養育されている方(小学校4年生の分については、自動的に額が改定されます)

提出先

各支所総合窓口課・児童福祉課

提出書類は各支所総合窓口課・児童福祉課にも備え付けてあります。また、審査の結果、手当を支給できない場合もあります。ご不明な点がありましたら、児童福祉課までお問い合わせください。

(公務員の方は勤務先にご確認ください)

問 児童福祉課 児童福祉係

TEL 65-0705 FAX 63-4085

お詫びと訂正

本誌8月15日号の9ページ「人権教育研究大会」の中で以下の誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤: けいかん共同作業所

正: けいかん共働作業所